平成３０年（フ）第１１号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番13―611号
債務者　樋口　実宏
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０４号
兵庫県宝塚市小林２丁目１番10号　レオパレスアクティ106
債務者　後藤久美子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２号
兵庫県朝来市和田山町柳原33番地30　ピーターパンＦ、従前の住所兵庫県朝来市和田山町枚田岡729番地１　枚田岡荘第２団地２号室
債務者　岡田　仁美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第８号
鳥取県鳥取市西町２丁目415番地２
債務者　濵田美代子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３９号
愛媛県四国中央市土居町津根2392番地８、前住所愛媛県四国中央市土居町野田乙488番地
債務者　石田　和代（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１３号
長崎県長崎市界２丁目23番４号　サニービレッジＡＢＡ204号
債務者　麻生　ルミ
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
長崎県対馬市峰町志多賀102番地
債務者　大地福貴子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
福井県越前市高瀬１丁目10―１　サン・プランドールⅡ―202、住民票上の住所福井市加茂河原２丁目14番33号　アヴニール103号
債務者　吉川　友明
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
福井県越前市千福町101　サンパレスⅡ406号、住民票上の住所東京都日野市大字日野546番地の８
債務者　中島　　司
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
福井県吉田郡永平寺町東古市第16号63番地
債務者　伊藤　徹也
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
福井市豊岡２丁目１番３号　東安居団地Ｃ棟103号室
債務者　松浦　和子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
福井県丹生郡越前町気比庄第８号９番地　気比庄南団地Ａ棟304号室、旧住所福井県丹生郡越前町気比庄第12号１番地33
債務者　山下　樹里（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
福井県坂井市春江町田端第47号11番地４　サンコーポラスはるえ　１号棟304号室、旧住所福井県坂井市春江町中筋第40号５番地34
債務者　吉村　直己
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
佐賀県唐津市和多田大土井６番83号
債務者　中山　恵理（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第１号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦511番地５
債務者　明松　義広
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５９０号
神奈川県平塚市東中原２丁目15番14―104号市営住宅
債務者　大城アルマンドこと　ＯＳＨＩＲＯ　ＡＲＭＡＮＤＯ
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部